



昇給・昇格すると標準報酬月額はようになりますか？

平成27年10月から被用者年金制度の一元化により、給与から控除される掛金や年金・短期給付などの算定基準が「標準報酬制」になりました。制度開始時は、平成27年6月に支給された報酬をもとに標準報酬月額を決定しましたが、今後、標準報酬月額がどのように決定されるのかをご説明します。

■標準報酬月額の「定時決定」と「随時改定」

標準報酬制では、原則として毎年4月・5月・6月の給料等の報酬により、その年の9月から翌年8月までの標準報酬月額の決定を行います。この決定を「**定時決定**」といいます。

また、昇給・昇格や異動などにより、報酬の額が著しく増減した場合は、実際に受けている報酬と決定している標準報酬月額との差が大きくなります。この差を解消するために、標準報酬月額を改定します。この改定を「**随時改定**」といいます。

■随時改定を行う条件

随時改定は、**次の2つの条件をともに満たしたとき**に実施します。

条件1

昇給等により前月に対し当月の固定的給与に変動があること。

固定的給与 勤務実績に関係なく、毎月一定額が支払われるもの	非固定的給与 勤務実績等に応じて、支払われるもの
(例) ・基本給(給料表の給料月額) ・給料の調整額 ・教職調整額 ・給料の特別調整額(管理職手当) ・初任給調整手当 ・扶養手当 ・地域手当 ・特勤勤務手当 ・へき地手当 ・広域異動手当 ・住居手当 ・単身赴任手当 ・義務教育等教員特別手当 ・定時制通信教育手当 ・産業教育手当 ・農林漁業普及指導手当 ・通勤手当 など	(例) ・特殊勤務手当 (教員特殊業務手当・多学年学級担当手当・教育業務連絡指導手当 など) ・時間外勤務手当 ・休日勤務手当 ・夜間勤務手当 ・宿日直手当 ・管理職員特別勤務手当 ・寒冷地手当 など

※お勤めの都道府県等によって手当の名称、分類が異なる場合があります。

条件2

既に決定または改定されている標準報酬月額の等級と、変動月以降3カ月間の報酬の平均額で算定した標準報酬月額の等級との差が2等級以上あること。

【留意事項】

- ・休職等による一時的な固定的給与の変動は随時改定の対象とはなりません。
- ・月の途中で変動があった場合は、翌月が変動月になります。
- ・変動月以降の継続した3カ月における報酬支払いの基礎となった日数(支払基礎日数といいます)が全て17日以上であることが必要です。
- ・随時改定については、皆さまからの申し出は必要ありません。

